

# 安全データシート(SDS)

## 1 製品及び会社情報

製品名	ヘルメチックNo.F-III (W)
会社名	山王工業株式会社
住所	東京都新宿区高田馬場2-4-23
電話番号	03-3202-0071(代)
FAX	03-3209-0186
担当部門	山王工業株式会社 研究室
緊急連絡先	03-3202-0071(代)

## 2 危険性有害性の要約

### GHS分類

#### 物理化学的危険性

引火性液体	区分外
自然発火性液体	区分外
自然発火性固体	分類対象外

#### 健康に対する有害性

急性毒性(経口)	区分外
急性毒性(経皮)	区分5
急性毒性(吸入:蒸気)	分類対象外
皮膚腐食性/刺激性	区分3
目にに対する重篤な損傷性/目刺激性	区分2A
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	区分外
生殖細胞変異原性	区分外
発がん性	区分外
生殖毒性	区分1B
特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)	区分外
特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)	区分外
吸引性呼吸器有害性	区分外

#### 環境に対する有害性

水性環境急性有害性	区分3
水性環境慢性有害性	区分3

※記載がない危険有害性は、分類対象外または分類できない。

### GHSラベル要素 絵表示又はシンボル



#### 注意喚起語

#### 危険

#### 危険有害性情報

皮膚に接触すると有害のおそれ(経皮)。  
軽度の皮膚刺激  
生殖能または胎児への悪影響のおそれ  
長期的影響により水生生物に有害  
強い眼刺激

## 注意書き

### 【安全対策】

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
使用前に取扱説明書を入手すること。  
熱・火花・裸火・高温のもののような着火源から遠ざげること。  
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。  
静電気放電や火花による引火を防止すること。  
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
ミスト・蒸気を吸入しないこと。  
取扱後はよく手を洗うこと。  
環境への放出を避けること。

### 【対応】

火災の場合には適切な消火方法をとること。  
吸入した場合:空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師の診断・手当を受けること。  
飲み込んだ場合:口をすすぐこと、無理に吐かせないこと。直ちに医師の診断・手当を受けること。  
皮膚に付着した場合:水と石鹼で洗うこと。直ちに医師の診断・手当を受けること。  
眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して洗うこと。直ちに医師の診断・手当を受けること。  
汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。

### 【保管】

容器を密閉して涼しく換気の良い場所で施錠して保管すること。

### 【廃棄】

都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理すること。

## 3 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別

混合物製品

成分名／化学名	CAS番号	濃度 (%)
ポリアルコキシアミノシラン	非開示	1.0-10.0
酸化チタン	13463-67-2	0.1-1.0
(3-アミノプロピル)トリエトキシシラン	919-30-2	0.1-1.0
スズ及びその化合物	77-58-7	0.1-1.0

## 4 応急措置

吸入した場合

: 直ちに新鮮な空気の場所に移動し、保温、安静に努め、医師の診断・手当を受ける。

皮膚に付着した場合

: 付着した衣服を脱ぎ、付着物を拭き取る。

接触部を多量の水又は石鹼水で十分に洗浄する。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断・手当を受ける。

汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。

: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して洗うこと。直ちに医師の診断・手当を受けること。

: 口をすすぐこと、無理に吐かせないこと。

意識がある場合にはグラス1~3杯程度の水を飲ませる。

意識がない場合には口からは何も与えてはいけない。

直ちに医師の診断・手当を受けること。

## 5 火災時の措置

消火剤

二酸化炭素消火剤、耐アルコール性泡消火剤、粉末消火剤

特有の消火方法

消火作業は可能な限り風上から行なう。

適切な消火剤を利用すること。

容器及び周囲に散水して冷却する。

消火を行なう者の保護 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、  
保護具及び緊急措置

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。  
直ちに全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
関係者以外の立入りを禁止する。  
適切な保護具を着用して作業を行い、蒸気の吸入や皮膚への接触を防止する。  
風上に留まる。

環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。  
環境中に放出してはならない。

回収、中和

乾燥土、砂、不燃材料で吸収し密閉できる空容器に回収する。  
回収するとき清潔な帯電防止工具を用いる。

二次災害の防止策

全ての発火源を速やかに取り除く。(近隣での喫煙、火花や火災の禁止)  
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い

技術的対策

「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気

「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。

安全取扱い注意事項

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
使用前に取扱説明書を入手すること。  
熱・火花・裸火・高温のもののような着火源から遠ざけること。  
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。  
空気中の湿気との加水分解反応により硬化するため、水分・湿気の混入に注意し、容器開封後は速やかに全量を使い切る。  
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
ミスト・蒸気を吸入しないこと。  
取扱後はよく手を洗うこと。  
環境への放出を避けること。

接触回避

「10. 安定性及び反応性」を参照

保管

技術的対策

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

保管条件

熱・火花・裸火・高温ののような着火源から離して保管すること。  
酸化剤から離して保管する。  
容器は直射日光や火気を避けること。  
容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。  
施錠して保管すること。

混触危険物質

「10. 安定性及び反応性」を参照

## 8 暴露防止及び保護措置

設備対策

防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。  
静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。

#### 保護具

呼吸器の保護具	有機ガス用防毒マスク、空気呼吸器等
手の保護具	耐溶剤性保護手袋
眼の保護具	ゴーグル型保護眼鏡等
皮膚及び身体の保護具	不浸透性作業衣、ゴム長靴、ゴム前掛け等

#### 9 物理的及び化学的性質

外観	白色のペースト
臭い	微臭
pH	データなし
融点／凝固点	該当なし
沸点	該当なし
引火点	198°C
爆発範囲	該当なし
蒸気圧	該当なし
密度	1. 04g/cm <sup>3</sup> で25°C
比重	データなし
溶解性	不溶性
溶媒に対する溶解性	データなし
粘度	50,000 mPa.sで23°C
自然発火温度	450°C

#### 10 安定性及び反応性

混触危険物質	強酸・強アルカリの接触により、重合あるいは分解がおこなわれる。
危険有害な分解生成物	知見データなし
安定性	通常の取扱いにおいては安定である。
避けるべき条件	加熱

#### 11 有害性情報

含有成分のデータ	
急性毒性(経口)	知見データなし
急性毒性(経皮)	知見データなし
急性毒性(吸入)	知見データなし
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	知見データなし
皮膚感作性	知見データなし
変異原性	知見データなし 動物実験データによれば出産への影響及び生殖への影響を生ずる可能性がある。

#### 12 環境影響情報

含有成分のデータ	
残留性、分解性	データなし
生態系に関する追加情報	本品についての環境影響データはない。

13 廃棄上の注意	残余廃棄物	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
	汚染容器及び包装	空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
<b>14 輸送上の注意</b>		
		国際輸送に関する国連勧告の定義上は、危険物に該当しない。
国内規制		
	陸上規制情報	消防法、労働安全衛生法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	特別の安全対策	輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 重量物を上積みしない。
<b>15 適用法令</b>		
	消防法	危険物 第4類第3石油類
	労働安全衛生法	通知対象物質(第57条の2):酸化チタン、すず及びその化合物 政令番号191(酸化チタン) 政令番号322(すず及びその化合物)
		表示対象物質(第57条):報告なし
	化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	該当物質なし
	毒物劇物取締法	分類対象外
<b>16 その他の情報</b>		
	参考文献	ACGIH 化学物質のLTV 化学品安全管理データブック(化学工業日報) 原材料メーカーの安全データシート
		記載内容は、現時点での入手できる資料・情報・データに基づいて作成しておりますが如何なる保証をなすものではありません。又、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、御利用下さい。